

目次

このパンフレットは、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（石油特会）を活用し、**エネルギー起源二酸化炭素排出抑制に関する対策を強力に推進するため**、広く事業内容を知っていただくことを目的として作成したものです。

（１）地方公共団体向け補助事業

補 助 事 業 名	担 当 課	ページ
地方公共団体率先対策補助事業 ・対策技術率先導入事業 ・学校への燃料電池導入事業 ・次世代低公害車普及事業 ・低公害（代エネ・省エネ）車普及事業	地球環境局 地球温暖化対策課 地球環境局 地球温暖化対策課 水・大気環境局 自動車環境対策課 水・大気環境局 自動車環境対策課	1
地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業	総合環境政策局 環境教育推進室	3

（２）民間団体向け補助事業

補 助 事 業 名	担 当 課	ページ
都道府県センター普及啓発・広報事業	地球環境局 地球温暖化対策課	2
温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業	地球環境局 地球温暖化対策課	4
地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業	地球環境局 地球温暖化対策課	5
廃棄物処理施設における温暖化対策事業	廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	7
地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業	地球環境局 地球温暖化対策課	8
再生可能エネルギー高度導入地域整備事業	地球環境局 地球温暖化対策課	9
業務部門二酸化炭素削減モデル事業	地球環境局 地球温暖化対策課	10
省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業	地球環境局 フロン等対策推進室	11
街区まるごとCO ₂ 20%削減事業	地球環境局 地球温暖化対策課	12
メガワットソーラー共同利用モデル事業	地球環境局 地球温暖化対策課	13

目次

(3) 民間団体向け委託事業

補 助 事 業 名	担 当 課	ページ
温暖化防止活動支援事業 ・地球温暖化防止活動推進員等への研修事業 ・地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	地球環境局 地球温暖化対策課 地球環境局 地球温暖化対策課	14
主体間連携モデル推進事業	地球環境局 地球温暖化対策課 水・大気環境局 自動車環境対策課	15
CDM／JI事業調査	地球環境局 地球温暖化対策課	17
ソーラー・マイレージクラブ事業	地球環境局 地球温暖化対策課	18

(4) 民間団体向け交付金事業

補 助 事 業 名	担 当 課	ページ
地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業	総合環境政策局 環境計画課	19

(5) 技術開発事業

補 助 事 業 名	担 当 課	ページ
地球温暖化対策技術開発事業	地球環境局 地球温暖化対策課	21

地方公共団体率先対策補助事業

(担当課室：地球環境局地球温暖化対策課、水・大気環境局自動車環境対策課)

18' 予算額16.45億円

目的・意義

事業者、国民の一層の温暖化対策を促すためには、地方公共団体等が自ら、より先進的な率先的取組を行うとともに、効率的に事業者や国民の取組を促すことが必要です。本補助事業は**地方公共団体等が実施する温暖化対策事業に対して支援**を行い、模範的な先行事例を民間事業者や国民に示すことにより、温暖化対策の実践を促すことを目的としています。

事業内容

1 対策技術率先導入事業

自らの事務事業に関する**実行計画に基づく、地方公共団体の施設への代エネ・省エネ施設設備の整備を行う**地方公共団体に対し補助をします。

学校、警察、水道事業等の施設についても、実行計画に基づく施設設備の整備事業であれば、補助の対象となります。

なお、補助対象となる設備等の要件は下表のとおりです。

対象施設・設備	対象の条件
(1) 代替エネルギー設備	
ア 太陽光発電	太陽電池出力が200KW以上であるもの。
イ 風力発電	発電出力が2000KW以上であるもの。
ウ 燃料電池	発電出力が1KW級以上で、かつ、発電効率が30%以上（低位発熱量基準）であるもの。
エ バイオマス発電	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、発電効率が20%以上（低位発熱量基準）であるもの。
オ バイオマス熱利用	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、省エネルギー率が15%以上であるもの。
カ バイオマス燃料製造	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、エネルギー回収率が50%以上であるもの。
キ バイオエタノール利用	使用する化石燃料の省エネルギー率が10%以上であるもの。
ク 地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力が50KW以上であるもの。
ケ その他の代替エネルギー利用設備	アからクに掲げる設備と同等以上の規模又は効果を有する設備であって、二酸化炭素削減率が10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円／トン以下であるもの。
(2) 省エネルギー設備	以下の要件を満たすもの。 (ア) 庁舎等の建物全体の省エネルギーを図るもの、又は、新規性の高い省エネルギー設備であって一斉導入するもの。 (イ) 二酸化炭素削減率が10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円／トン以下であるもの。

備考

- 「バイオマス利用率」とは、全燃料の低位発熱量に対するバイオマスの低位発熱量の割合とする。
- 「省エネルギー率」とは、従来システムによる年間エネルギー使用量に対する年間エネルギー使用削減量の割合とする。
- 「エネルギー回収率」とは、原料の発熱量及びバイオマス燃料の製造に要する熱量の合計に対するバイオマス燃料の発熱量の割合とする。
- 「二酸化炭素削減費用」とは、補助金額を耐用年数を通じた二酸化炭素の総削減量で除した値。
- 「二酸化炭素削減率」とは、従来システムによる年間二酸化炭素排出量に対する年間二酸化炭素排出削減量の割合とする。

2 学校への燃料電池導入事業

小中高等学校等の中規模施設における電源・熱源として利用する燃料電池コージェネレーションシステムを率先して導入する地方公共団体（公立学校）に対し補助します。



3 次世代低公害車普及事業

次世代の究極の低公害車といわれる燃料電池自動車や、ジメチルエーテル（DME）を燃料としたDME自動車、水素を燃料とする内燃機関自動車である水素自動車について率先的に導入する地方公共団体等に対して、導入に係る事業費の一部を補助します。



4 都道府県センター普及啓発・広報事業

地域住民等に対し、シンポジウム・セミナーの開催等を通じた普及啓発・広報事業を行う民間団体（都道府県地球温暖化防止活動推進センター）に対し補助します。



5 低公害（代エネ・省エネ）車普及事業

地域における代エネ・省エネ対策を促進するため、計画的に低公害車の導入を促進する地方公共団体等に対し、導入に係る事業費の一部を補助します。



補助内容

1. 補助対象者

(1)～(3)、(5)、(6)の事業：地方公共団体、(4)の事業：都道府県センター

2. 補助対象設備・事業

- (1)対策技術率先導入事業：実行計画に基づいた、地方公共団体施設への代エネ・省エネ施設設備の導入
- (2)学校への燃料電池導入事業：小中高等学校への燃料電池コージェネレーション設備の導入
- (3)次世代低公害車普及事業：地方公共団体等による次世代低公害車（燃料電池自動車、DME自動車、水素自動車）の導入
- (4)都道府県センター普及啓発・広報事業：地域住民等に対して行うシンポジウム・セミナー等の開催
- (5)低公害（代エネ・省エネ）車普及事業：地方公共団体等による営業用バス等の導入

3. 負担割合

(1)～(3)、(5)、(6)の事業：環境省1/2、地方公共団体1/2
※(5)の低公害車については、通常車両との差額の1/2を補助

総事業費	
環境省	地方公共団体
1/2	1/2

(4)の事業：上限を5百万円とする定額補助

地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業

(担当：総合環境政策局環境教育推進室)

18' 予算額15億円

意義・目的

小中学校は教育の場であるとともに、地域社会の核です。環境教育を、学校教育だけでなく社会に広げていくためには、地域が参加した環境教育が重要となっています。一方、多くの学校校舎は、老朽化しつつあり、夏は暑くて冬は寒いなど環境性能が著しく悪く、また、耐震対策、劣化対策のための改修が必要となってきました。

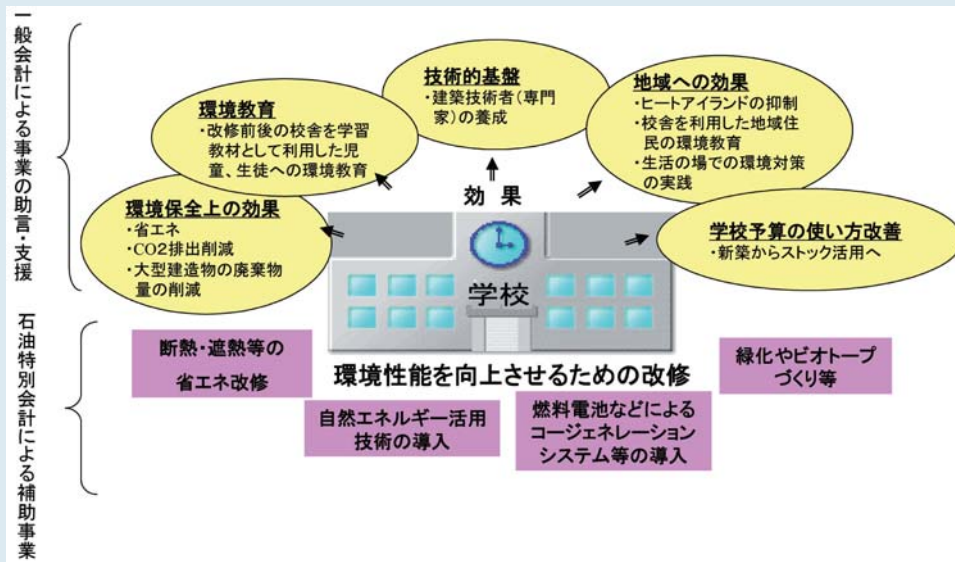
そこで、全国3万5千校ある小中学校のモデルとなるよう、**地域や学校の特徴に応じた効果的な省エネ・新エネ対策を講じ、快適な学習環境を確保する「エコ改修」を実施するとともに、これを学校での環境教育や地域への技術普及を図るハード・ソフトが連携した「学校エコ改修・環境教育モデル事業」として実施します。**このうち、ハード面の「エコ改修」について、石油特別会計の事業として補助を行います。

その取組の状況、成果は、地域ごとのモデルとして広く普及を図ります。

事業内容

地域や学校の特徴に応じた二酸化炭素排出削減効果を有する省エネ改修、新エネ導入の最も効果的な組み合わせ（遮光、屋上緑化による断熱など）による施設整備に要する費用の一部を補助します。

全国で平成17年度に10ヶ所選定し、平成18年度においては更に5ヶ所程度で実施します。（各3ヶ年計画）



別途、環境省においては、一般会計の事業として、各事業対象校で行われるエコ改修におけるモデル的な技術の組み合わせについて助言を行うこととしています。また、各事業対象校における、地域の技術者業者への普及、改修した学校施設を素材として、地域も参加した建築・住まいに関する環境教育に関して技術支援を行い、それぞれの成果をとりまとめ全国に普及することとしています。

補助内容

1. 補助対象者：地方公共団体
2. 補助対象設備・事業：学校の改修、新エネルギーの活用施設の導入
3. 負担割合

総事業費	
環境省	地方公共団体
1/2	1/2

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額27.6億円（新規分）

目的・意義

この補助事業は、**自主参加型の国内排出量取引制度**を実施するためのものです。

自主参加型の国内排出量取引制度は、自主的・積極的に排出削減に取り組もうとする事業者に対し、**省エネ等によるCO₂排出抑制設備導入への補助により支援**することによって、追加的な削減努力を引き出すことを目的としています。

特に、①**設備補助**（採択に当たっては費用効率性を重視）、②**削減量の自主的な約束**、③**排出枠の取引**（柔軟性措置）の3つをセットにすることにより、費用効率的かつ確実な削減を実現しようとするものです。

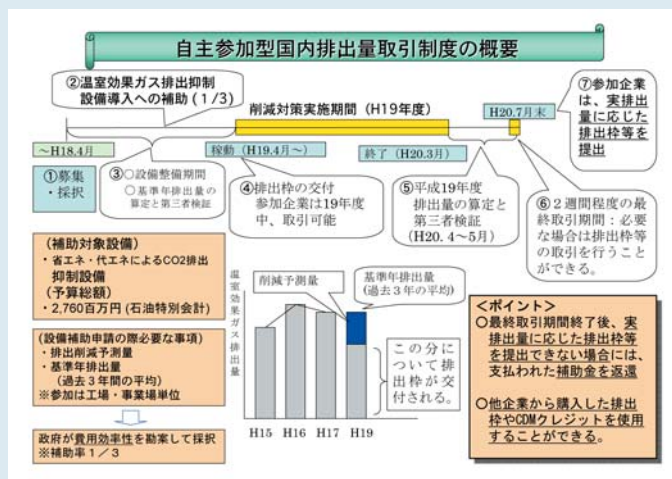
事業内容

自主参加型の国内排出量取引制度に参加する事業者に対し、**省エネ・石油代替エネルギーによるCO₂排出抑制設備の導入への補助**を行います。補助申請に当たっては、**目標とする削減量を申告**していただき、**補助の費用効率性が高い（tCO₂削減当たりの補助金額が少ない）事業者から採択**していきます。参加は、工場・事業場単位です。

補助事業者には、**H18年度**において、**設備を整備**いただくとともに、基準年度の排出量（H15～H17年度の平均）の排出量を算定し、第三者による検証を受けていただきます。

H19年度においては、整備した設備を活用し、**排出削減に取り組んでいただきます**。H19年4月に、補助事業者には「基準年排出量－目標削減量」の**排出枠が交付**され、これは取引可能なものです。

H19年度終了後、補助事業者は、H19年度のCO₂排出量を算定し、第三者の検証を受けていただきます。補助事業者は、**H19年度実排出量に応じた排出枠を環境省に提出いただく必要**があり、排出枠提出量が足りない場合には、その割合に応じて補助金を返還いただく場合があります。提出する排出枠としては、他社から買ってきた排出枠や、CDMによるクレジット（CER）を使用することが可能です。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象設備・事業：国内における省エネルギー・石油代替エネルギーによるCO₂排出抑制設備の整備
3. 負担割合

総事業費	
環境省	民間団体
1/3	2/3

※1工場・事業場当たりの補助は、原則として上限2億円

地域協議会代工ネ・省エネ対策推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額2.8億円

目的・意義

地球温暖化対策地域協議会（地域協議会）による対策を活性化し、かつ、温暖化対策製品の効率的な普及を促進するため、**地域協議会の活動として行う地域における各種の代工ネ・省エネ対策事業に対して支援**を行うものです。

事業内容

民生部門の温暖化対策に効果のある下記の設備を、地域において集団的に導入推進する地域協議会の事業に対して補助します。

● 電圧調整装置

温暖化対策診断の結果等により、地域において集中的な対策が必要と判断し、**電圧調整装置等の温室効果ガスの削減効果の見込める機器を導入する**地域協議会の事業

電圧調整装置

電力系統から住宅等への供給電圧は100Vが公称電圧となっているが、多くの住宅等では100V以上の電圧となり、平均では102～103Vとなっている。電圧調整装置は、これを96～100Vに調整して電力の削減を達成するもの。また、併せて電力の消費状況をリアルタイムで表示するシステムを付加することにより、一層の省エネを促進することが可能。小型・軽量で需要家個別に設置が可能な設備であるとともに、メンテナンスを要しないというメリットがある。

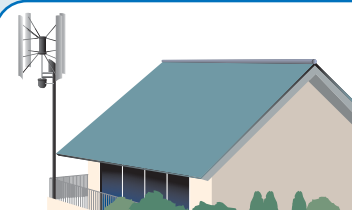
住宅用電圧調整装置は1台当たり15万円程度で市販されている。



住宅用電圧調整装置

● 民生用小型風力発電システム

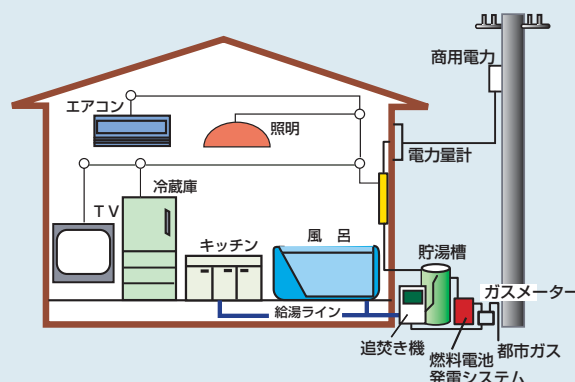
一般住宅等に対して、2～3m/sの弱風でも発電でき、また騒音にも配慮した市街地にも設置できる**小型風力発電システム**を地域にまとめて導入する地域協議会の事業



小型風力発電

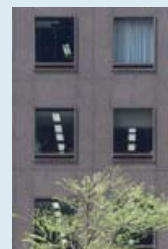
● 家庭用等の小型燃料電池

一般住宅等に対して、**家庭用小型燃料電池コージェネレーションシステム（熱電併給システム）**を地域にまとめて導入する地域協議会の事業



● 複層ガラス等省エネ資材

ビル等の設備更新の機会などを捉えて、複層ガラス、樹脂サッシ、断熱材（フロンをういないものに限る。）等の断熱素材や、省エネ型空調、省エネ型照明等の省エネ設備（家庭用については高効率給湯器のみ対象。）を大規模に導入する地域協議会の事業



委託・補助内容

1. 補助対象者：民間団体（地域協議会の構成員）

2. 補助対象設備・事業

電圧調整装置、民生用小型風力発電システム、家庭用等の小型燃料電池、複層ガラス等省エネ資材の導入事業

3. 負担割合

総事業費	
環境省	民間団体
1/3※	2/3

※複層ガラス等省エネ資材については従来品との差額の1/3

4. その他

具体的な施設整備等の事業の対象は、一般家庭、民間事業者等であるため、地域協議会には事業の取りまとめの役割が期待されています。例えば、補助事業の対象となる温暖化対策製品を製造・販売する企業等が地域協議会の構成員となって、とりまとめの役割を中心的に担い、その他の構成員（地方公共団体、住民、NGO、NPO、都道府県センター等）と協力して、当該温暖化対策製品の導入普及を進めることが円滑な事業実施に有効であると考えられます。具体的に補助を受ける方は一般家庭等であるため、民間負担分は基本的にこれらの一般家庭等の自己負担分となることとなります。

また、地域協議会の事業として位置付けられることにより補助の対象となるので、補助の対象となる一般家庭等が全て地域協議会の構成員になる必要はありません。

地球温暖化対策地域協議会とは

民生部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等の各界各層が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議する場として組織するもの。

平成17年10月1日現在、全国で146の地域協議会が存在する。なお、地域協議会に関するガイドラインなど詳細は環境省ホームページを参照。

(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kyogikai/index.html>)

廃棄物処理施設における温暖化対策事業

(担当：廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課)

18' 予算額15.05億円

目的・意義

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進により廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、**燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効利用する廃棄物発電やバイオマスエネルギー利用等**により、化石燃料の使用量の抑制を推進することを目的としています。

事業内容

本事業は、廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行う**高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設の整備事業**（新設、増設又は改造）であって、一定の要件を満たすものについて補助を行います。本事業の対象施設は、以下のとおりです。

1 廃棄物発電施設

- ① 一定以上の発電効率を有するもの
- ② 売電先又は電気利用先が確定しているもの

2 廃棄物熱供給施設

- ① 一定以上の熱供給量を有するもの
- ② 隣接する工場や公共施設等における化石燃料の使用を代替するもの
- ③ 熱利用先が確定しているもの

3 廃棄物燃料製造施設

- ① 一定以上のエネルギー回収率及び発熱量を有するもの
- ② 製造される燃料の利用先が確定しているもの

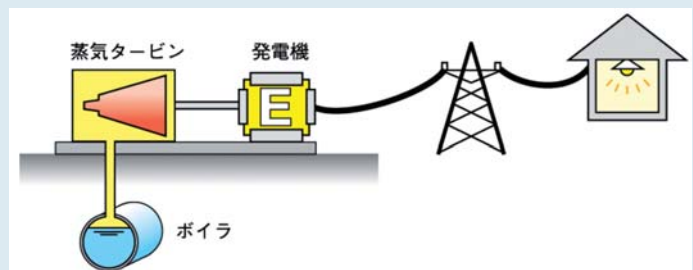


図 廃棄物発電の例

補助内容

1. 補助対象者：民間団体（廃棄物処理業を主たる業とする事業者）

2. 補助対象施設・事業

- (1) 廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの
- (2) 地球温暖化防止に資する効果が十分高いもの
- (3) 事業者の取組として先進的なもの
- (4) その他、事業実施計画が確実かつ合理的であること等

3. 負担割合

※補助金交付額は、施設の高効率化に伴う増嵩費用です。（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度とします。）

補助対象施設整備費	
環境省	民間団体
1/3（最大）	2/3

地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

18' 予算額10.23億円

目的・意義

地球温暖化対策技術が大規模かつ効率的に一般へ普及させるには、技術導入に対する直接補助だけでは限界があります。代エネ・省エネ等の技術普及を事業とする新たな地球温暖化対策ビジネスの育成を急ぐ必要があります。

本事業は、温暖化対策ビジネスモデルとして一定のフィージビリティが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開を図るに当たって必要となる核となる技術に係る施設整備の経費及び地域パイロット事業の事業費を支援することにより、新たな温暖化対策ビジネスモデルの市場導入を促進して、二酸化炭素排出量の着実な削減に寄与することを目的としています。

事業内容

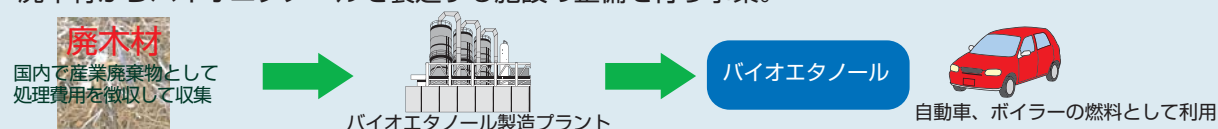
ビジネスモデルとして成り立つ可能性が高いことが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開にあたり、核となる技術に係る設備整備費及び地域における実証事業（パイロット事業）の事業費に対して補助します。

●事業の例

補助事業の対象となる地球温暖化対策ビジネスモデルとしては、例えば以下のような事業が考えられます。

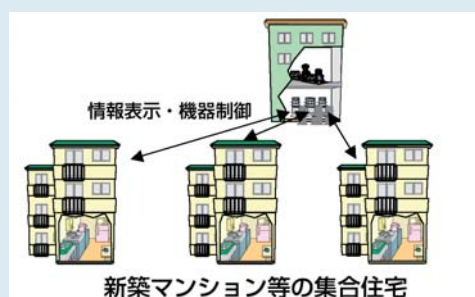
廃木材からのエタノール製造事業

廃木材からバイオエタノールを製造する施設の整備を行う事業。



家庭用省エネルギーサービス事業

新築マンション等でホームセキュリティサービス等に省エネサービスを付加して実施する事業



補助内容

1. 補助対象者：民間団体

2. 補助対象事業

本格的なビジネス展開を図るに当たって必要であり核となる技術に係る地域パイロット事業、設備整備

3. 負担割合

総事業費	
環境省	民間団体
1/2	1/2

再生可能エネルギー高度導入地域整備事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額7.5億円

目的・意義

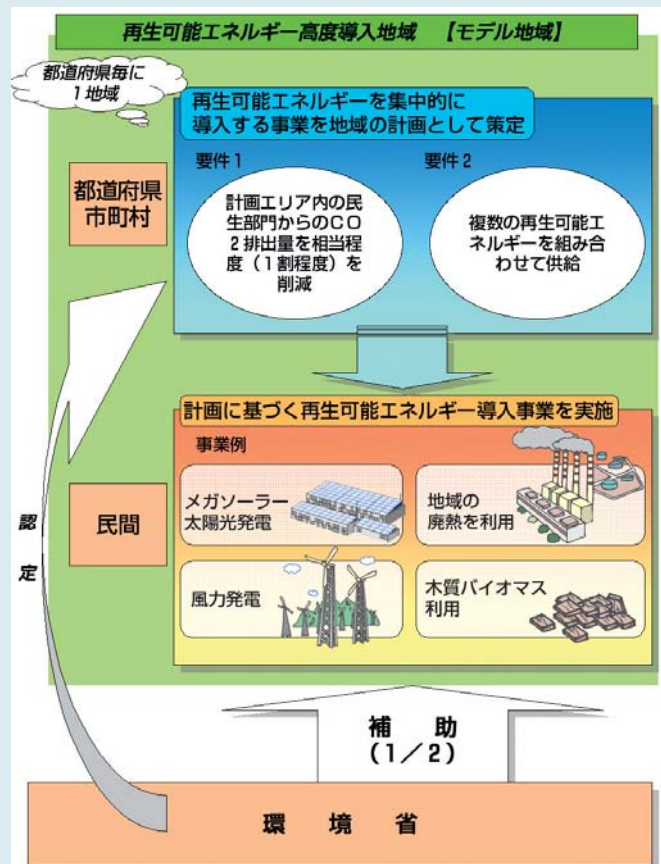
京都議定書目標達成計画に沿って、地域の特色あるエネルギー資源を効率的にその地域で地産地消し、CO₂削減を地域全体で効率的に実現するモデル地域を整備するため、再生可能エネルギーの地域における集中的な導入を支援します。

本事業は、目標達成計画に国の施策として位置づけられた再生可能エネルギーを集中的に導入するモデル地域の整備に係る補助として、再生可能エネルギーを製造・供給する施設整備を行う事業者を支援し、もって、再生可能エネルギーを集中的に導入するモデル地域を拠点として、先進的な取組を全国的に伝播し、再生可能エネルギー導入の拡大につなげるものです。

事業内容

再生可能エネルギーの導入事業を地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域推進計画又はこれに相当する計画に地方公共団体が位置付け、当該計画を国が計画エリアの二酸化炭素を相当程度（民生部門の10%）削減できるよう集中的に再生可能エネルギーを導入する計画として認定します。そして、当該計画に位置付けられた再生可能エネルギー導入事業の事業主体となる民間事業者に対し、計画の達成に必要な施設整備費の一部を補助します。

当該事業は環境省と経済産業省で連携し、計画の認定を共同で行います。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：再生可能エネルギーの高度導入のための施設整備事業
3. 負担割合：原則1/2

総事業費	
環境省	民間団体
1/2	1/2

業務部門二酸化炭素削減モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額1.5億円

目的・意義

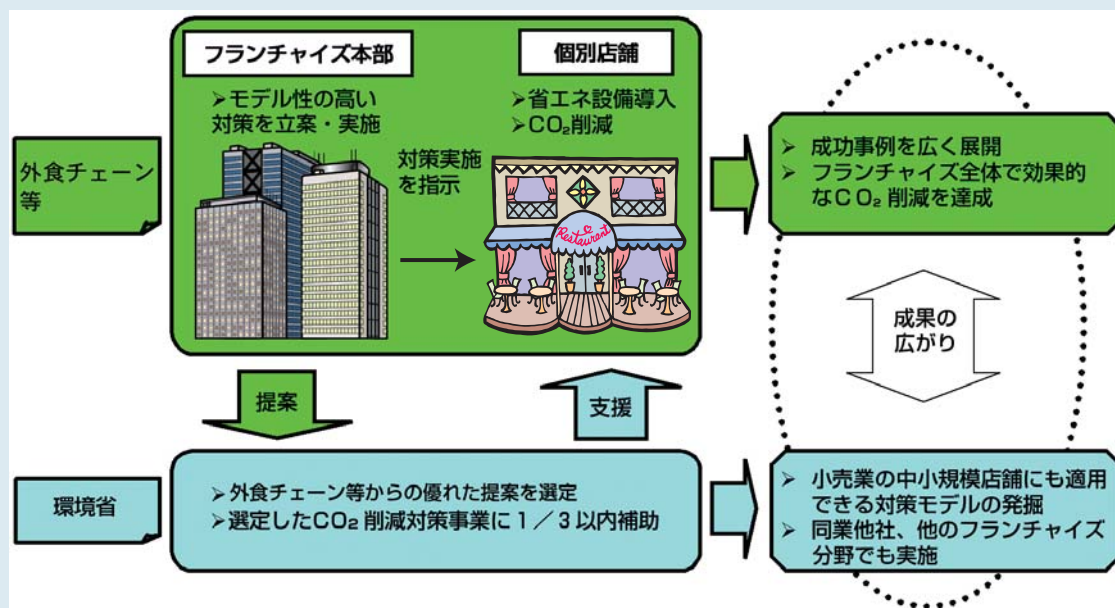
京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、排出量が増加している業務その他部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠です。特に省エネ法の対象とならない中小施設への対策技術の普及が課題となっています。

そこで、省エネ法の対象とならない中小規模の業務用施設等を対象に、二酸化炭素排出量の削減を図る効率的な対策技術を導入するモデル事業を行い、他の業務用施設等への波及を促します。

事業内容

事業者から対策について提案を募り、他の施設への波及、二酸化炭素削減効果、経済性を考慮し、より優れた提案に対し支援することとし、設備導入等の対策事業費の一部を補助します。

対策普及の水平展開や同業種への波及ができるよう、フランチャイズチェーン方式などの組織で行う事業や、地下街・商店街など複数の事業者が連携して行う事業を対象とすることとし、平成18年度は外食チェーン、ホテルチェーン等からの提案による事業を実施します。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：中小規模の業務用施設等への省エネ施設等の導入事業
3. 負担割合：原則1/3

総事業費	
環境省	民間団体
1/3	2/3

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業

(担当：地球環境局フロン等対策推進室)

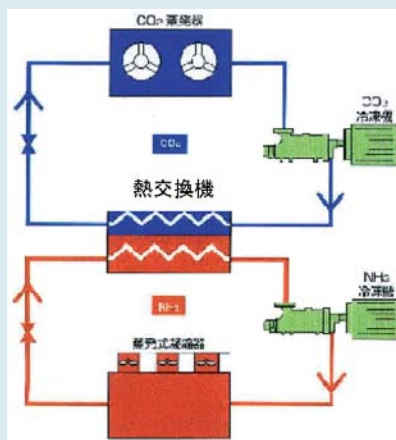
18' 予算額2億円

目的・意義

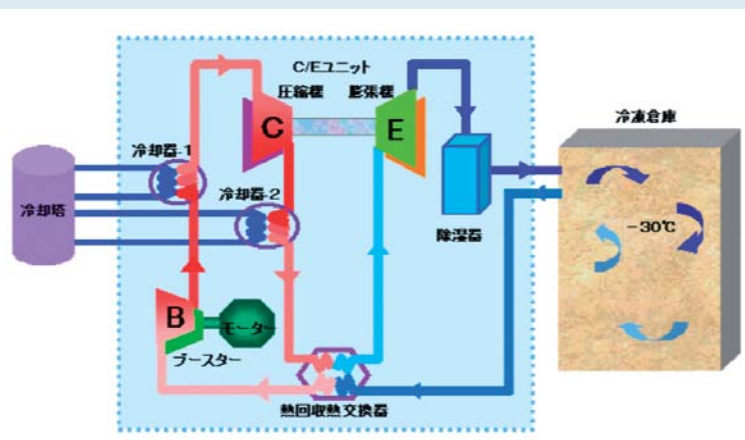
冷凍倉庫や冷凍食品製造等に用いられる冷凍装置は、一般的に常時エネルギーを大量に消費する装置ですが、近年、自然冷媒（すなわちノンフロン冷媒）を用い、しかも従来製品よりも省エネルギーとなる冷凍装置が開発されています。こうした冷凍装置の普及により、**エネルギー起源CO₂の削減のみならず、フロンによる温室効果の削減にもつながるため、補助を行うことにより省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置を普及させることを目的とした事業です。**

事業内容

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の導入に対して補助を行います。省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置として、例えば次のようなものが開発されています。



NH3-CO2冷凍装置の例



空気冷媒冷凍装置の例

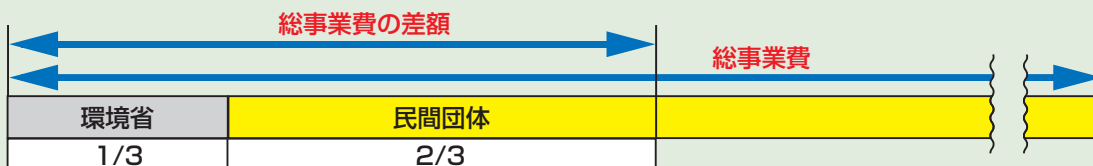
補助内容

1. 補助対象者：民間団体

2. 補助対象設備・事業

既存の冷凍装置を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ型自然冷媒冷凍装置を導入する事業

3. 負担割合



※自然冷媒冷凍装置の導入費用とフロン冷媒冷凍装置導入費用の差額（注）の1/3を補助します。

（注）撤去する既存施設の残存価額を加算することができます。

街区まるごとCO₂20%削減事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額4億円

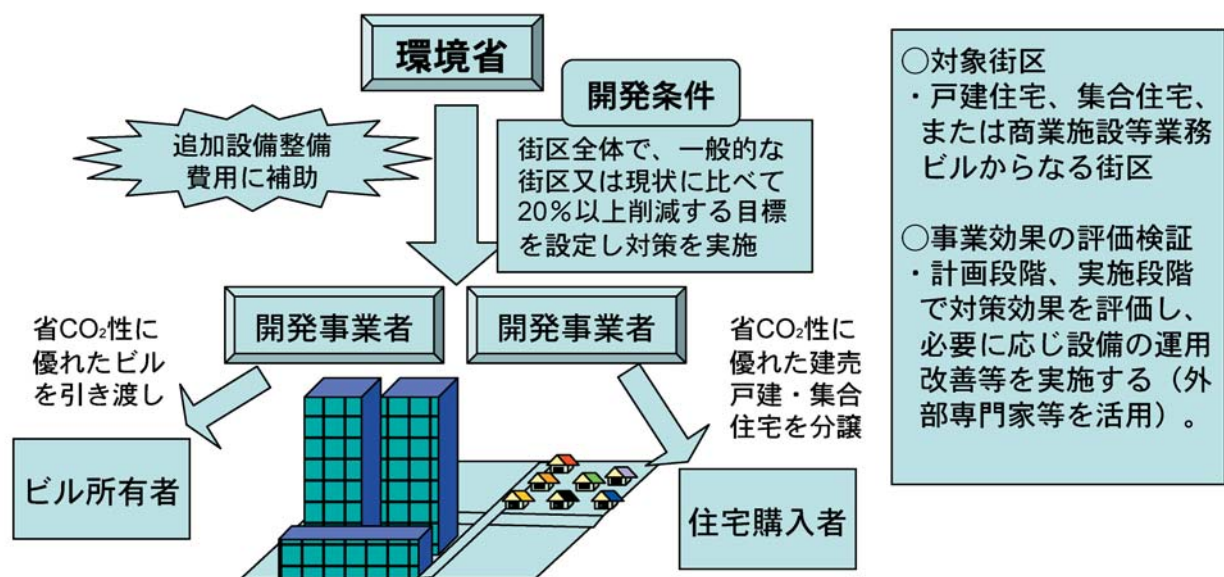
目的・意義

京都議定書目標達成計画において定められた民生部門のエネルギー起源CO₂の削減の目標の目安は、2010年におよそ20%削減しなければならないとして、「面」・「ネットワーク」対策を取り入れることが必要とされています。

そこで、新規市街地開発や再開発などが行われる面的な広がりをもった一定のエリアにおいて、複数の建物を一体のものとして街区全体のCO₂排出を削減する対策を導入し、単なる点である個別の対策の集積では得られないCO₂削減をもたらすモデル事業を行います。

事業内容

大規模宅地開発などの機会をとらえ、デベロッパー、地権者、自治体等の関係者が協調し、CO₂の大幅な削減を見込める対策をエリア全体、複合建物で導入し、街区等のエリアをまるごと省CO₂化する面的対策を行う事業に対して補助します。



補助内容

1. 補助対象者：街区開発を行う民間団体
2. 補助対象事業：CO₂削減に要する追加的設備の整備
3. 負担割合：追加的設備費用の1/2

※事業効果の評価検証については、民間団体に委託して実施

総事業費	
環境省	民間団体
1/2	1/2

メガワットソーラー共同利用モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

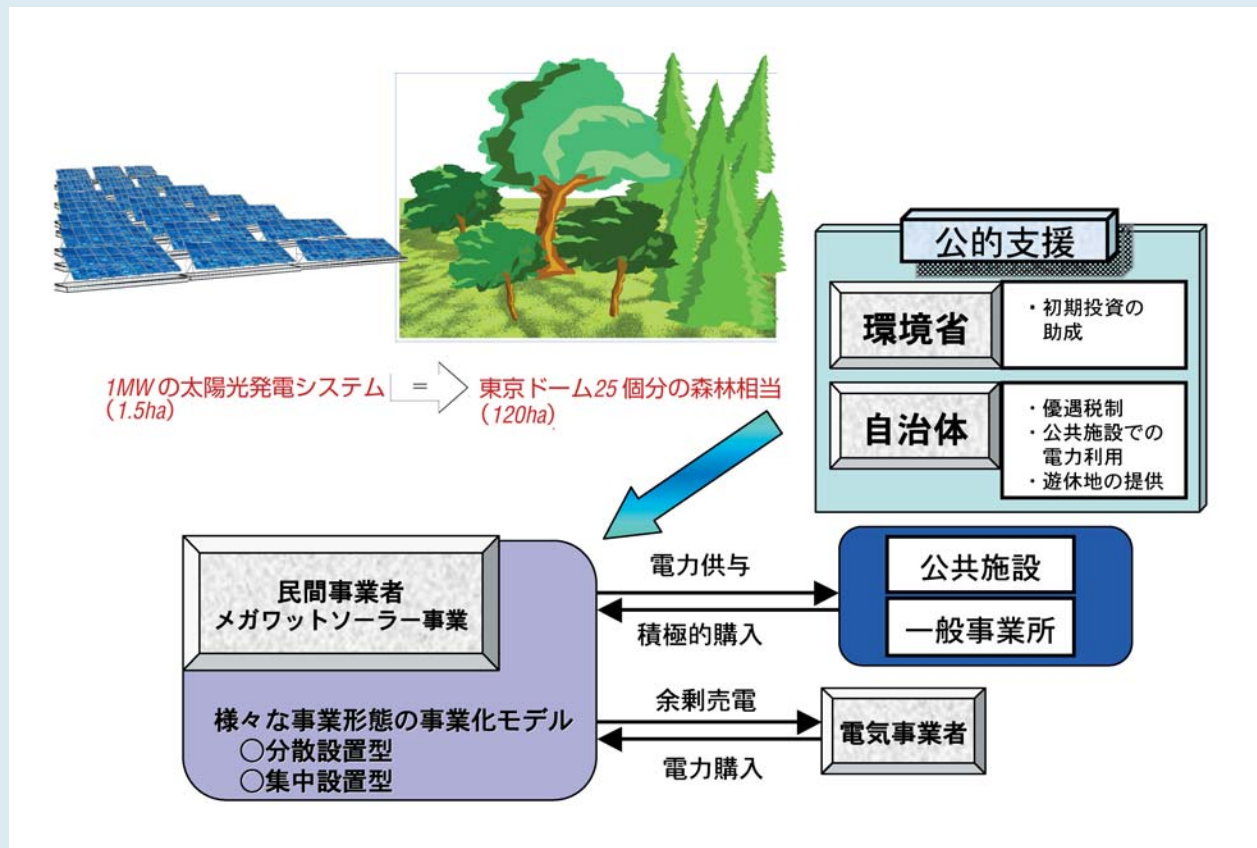
18' 予算額4億円

目的・意義

地域での共同利用に根ざした1,000kW級の太陽光発電システム（メガワットソーラー）をモデル的に立ち上げ、多様なメガワットソーラー事業の可能性を示すことにより、全国的な導入拡大を図り、事業用太陽光発電のさらなる普及促進を図ります。

事業内容

地域での共同利用を前提とし、メガワットソーラーを事業化しようとする事業者を募集し、導入する太陽光発電システム整備に対して補助します。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：地域での共同利用を前提としたメガワットソーラー整備事業者（事業化の年次計画を有する者）
3. 負担割合：40万円/kWの定額補助

温暖化防止活動支援事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額3.5億円

目的・意義

省エネルギー、代替エネルギー利用といった地球温暖化対策を国民各界各層に普及促進させるために、各都道府県の地球温暖化防止活動推進センターに（都道府県センター）において、**普及促進活動を担う人材の育成**を行います。

また、地域において地球温暖化対策の推進に寄与しているNGOやNPO法人などが実施している事業を検証し、当該施策の全国への普及の可能性を検証します。

事業内容

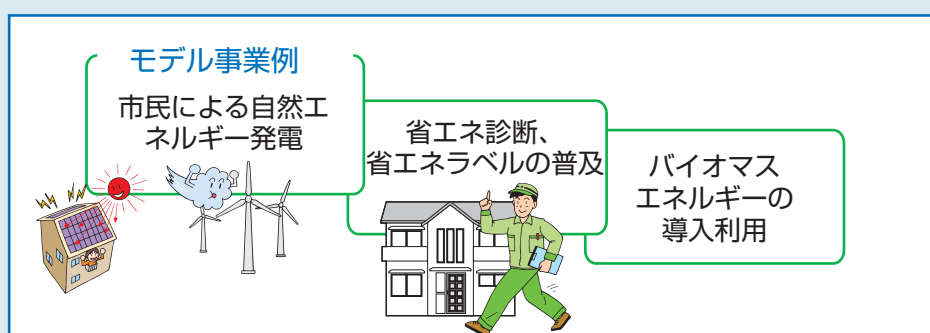
(1) 地球温暖化防止活動推進員等への研修事業

都道府県センターが地球温暖化防止活動推進員に対して実施する、特に有効な温暖化対策に関する**診断・助言及び広報等の実施に必要な事項についての研修（研修用の教材作成を含む）**を促進します。なお、個別具体的な広報、普及啓発（例：低公害車のPRなど）を行うための事業は、本事業の対象にはなりません。



(2) 地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業

地域においては、地球温暖化対策の推進に寄与しているNGOやNPO法人などが、地域の住民などと協同して実施している事業が多数あります。それらの事業の中で、**エネルギー起源CO₂の排出抑制対策に有効な施策を、モデル地域を定めて実地に検証し、効果の大きいと判断される施策を全国に普及展開させるためのモデル事業**を実施します。



委託内容

1. 委託対象者

- (1) 都道府県センター
- (2) NGO、NPO法人など

2. 委託内容

- (1) 地球温暖化防止活動推進員等への研修事業
- (2) 地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業

主体間連携モデル推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課、水・大気環境局自動車環境対策課)

18' 予算額5.4億円

目的・意義

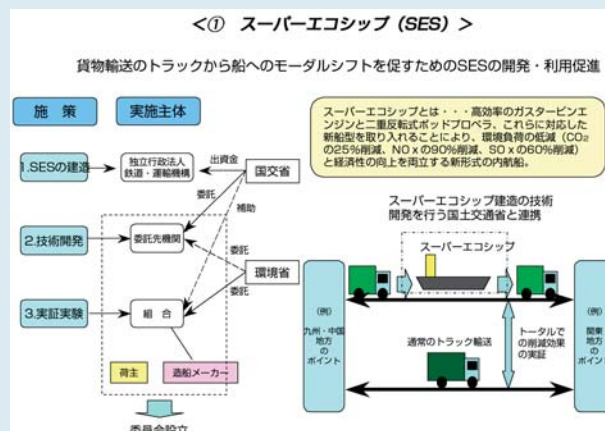
排出量が増大している民生・運輸部門におけるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策は、省エネ製品のメーカー・販売会社や公共交通機関などの供給サイドと消費者・ユーザーなどの需要サイドの取組の間にミスマッチがあると、十分な対策の効果が発揮されないという性格を有するものが多くあります。そこで、**メーカー、販売店、消費者など複数の主体が連携して対策効果を発揮できるような効果的な取組を行うモデル事業を、各省連携により推進し、具体的な成功事例を創出することにより、他の地域への幅広い普及を図ります。**

事業内容

運輸部門、業務部門、家庭部門で複数の主体が連携して実施する代エネ・省エネ事業として以下の5つのメニューを設けて公募し、これを第三者評価委員会で選定・採択し、採択した事業をモデル事業として民間企業等へ委託して行います。

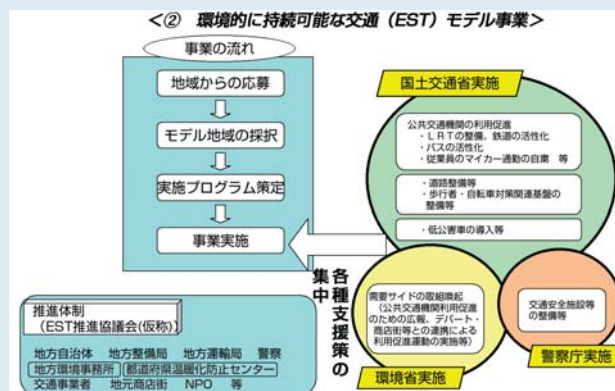
1 スーパーエコシップ (SES) の実証事業 (国土交通省との連携事業)

荷主と造船メーカーの連携により、貨物輸送のトラックからスーパーエコシップ (SES：通常の船より約25%のCO₂排出量削減が期待される新型船) へのモーダルシフトを促すモデル事業を実施します。具体的には、スーパーエコシップの技術開発・実証実験を、荷主や造船メーカー等との連携のもとに行います。

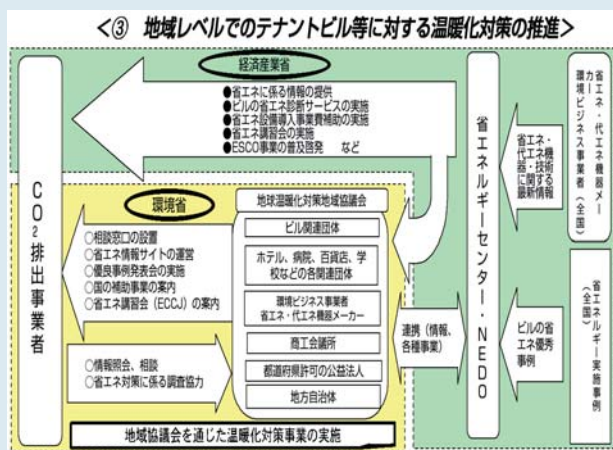


2 環境的に持続可能な交通 (EST) モデル事業 (国土交通省、警察庁との連携事業)

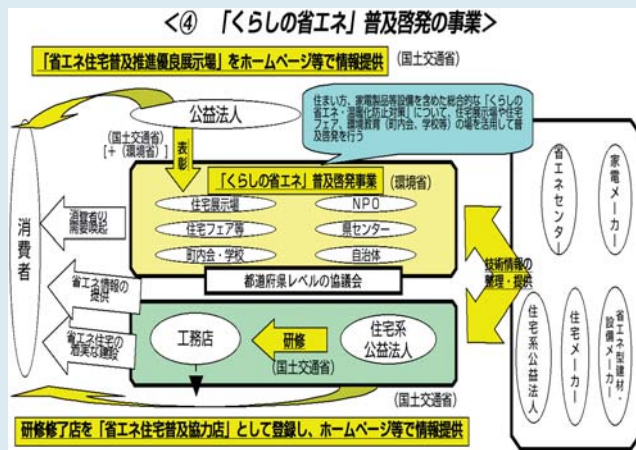
環境的に持続可能な交通 (EST: Environmental Sustainable Transport) の実現を目指す先導的な地域として、国土交通省が公募し選定したESTモデル事業の実施地域において、都道府県センターやNPO等との連携により、公共交通機関の利用促進のための広報やデパート、商店街等との連携による利用促進運動の実施などのCO₂排出削減に向けた**需要者サイドの取組を促すモデル事業**を実施します。



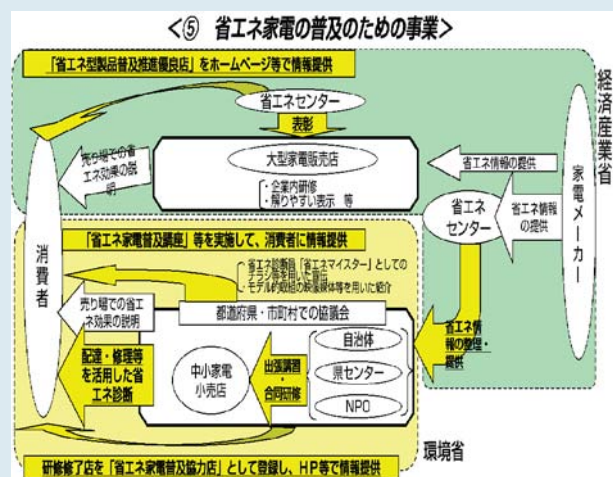
ビルオーナーとテナントとの連携により、省エネ対策をテナントビルに導入できるよう、地域協議会を設立し、地域協議会が省エネ対策に関する各種相談業務や紹介業務を行うモデル事業を実施します。



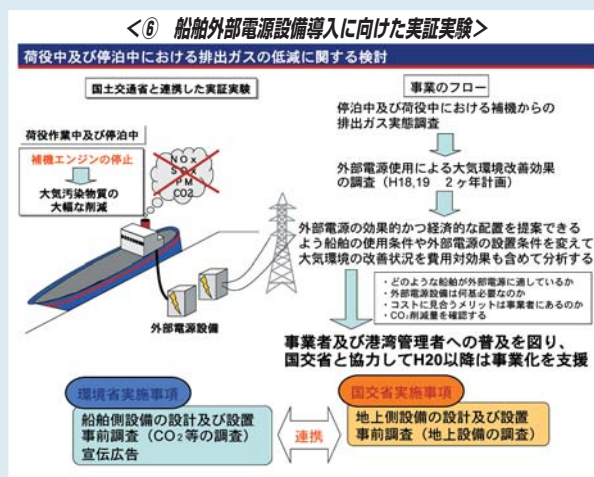
住宅メーカー、工務店、都道府県センター等の連携により、住宅展示場、住宅フェアなどの場を活用して、省エネ住宅、省エネリフォーム、太陽光発電、高効率給湯器などの代エネ・省エネ住宅設備の普及啓発を行うモデル事業を実施します。



家電小売店、都道府県センター、NGO等との連携により、中小家電小売店対象の講習・研修の実施や消費者への情報提供などの省エネ型製品の普及を促すモデル事業を実施します。



船舶外部の電源設備から船舶補機エンジンに電気を供給することにより、停泊中及び荷役中における補機エンジンからの排出ガスを低減し、温暖化対策と大気環境の改善を促すモデル事業を実施します。



1. 委託対象者：民間団体
2. 委託内容：上記に掲げた省エネ・代エネ対策のためのモデル事業

CDM/JI事業調査

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額6億円

目的・意義

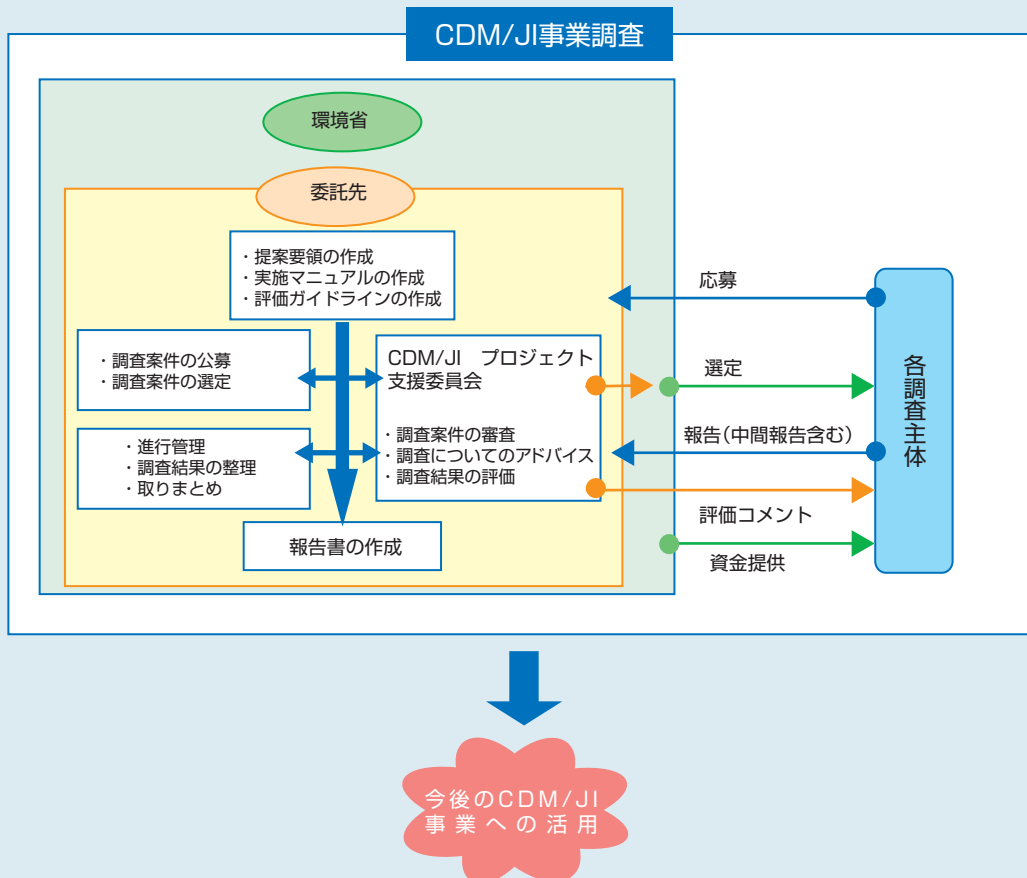
CDM/JIは、プロジェクト実施を通じて、途上国・市場経済移行国のCO₂排出削減等を支援する国際貢献であるとともに、我が国のクレジットの取得につながり、京都議定書の約束達成にも資するものです。

本委託事業では、**具体的なプロジェクトを発掘し、その実現可能性を調査するとともに、我が国事業者がCDM/JI事業に参画することを促進**します。

事業内容

調査案件を公募し、**CDM/JIプロジェクトとしての実現可能性の調査（フィージビリティ・スタディ）を行います。**調査の実施手順としては、**現地調査を行った上、排出削減見込み量を試算し、プロジェクト設計書（PDD）を作成**します。

応募された案件は、CDM/JIプロジェクト支援委員会によって審査され、高い事業実施可能性が認められたものが採択されます。採択案件については、上記調査に取り組み、その後CDM/JIプロジェクトの事業化へとつなげていきます。また、今後の新たな事業案件の発掘にも貢献できるよう、調査結果は広く一般に公表します。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体（CDM/JIについて具体的なプロジェクトの調査を行うことのできる団体）
2. 委託内容：CDM/JI事業調査

ソーラー・マイレージクラブ事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18'予算額0.3億円

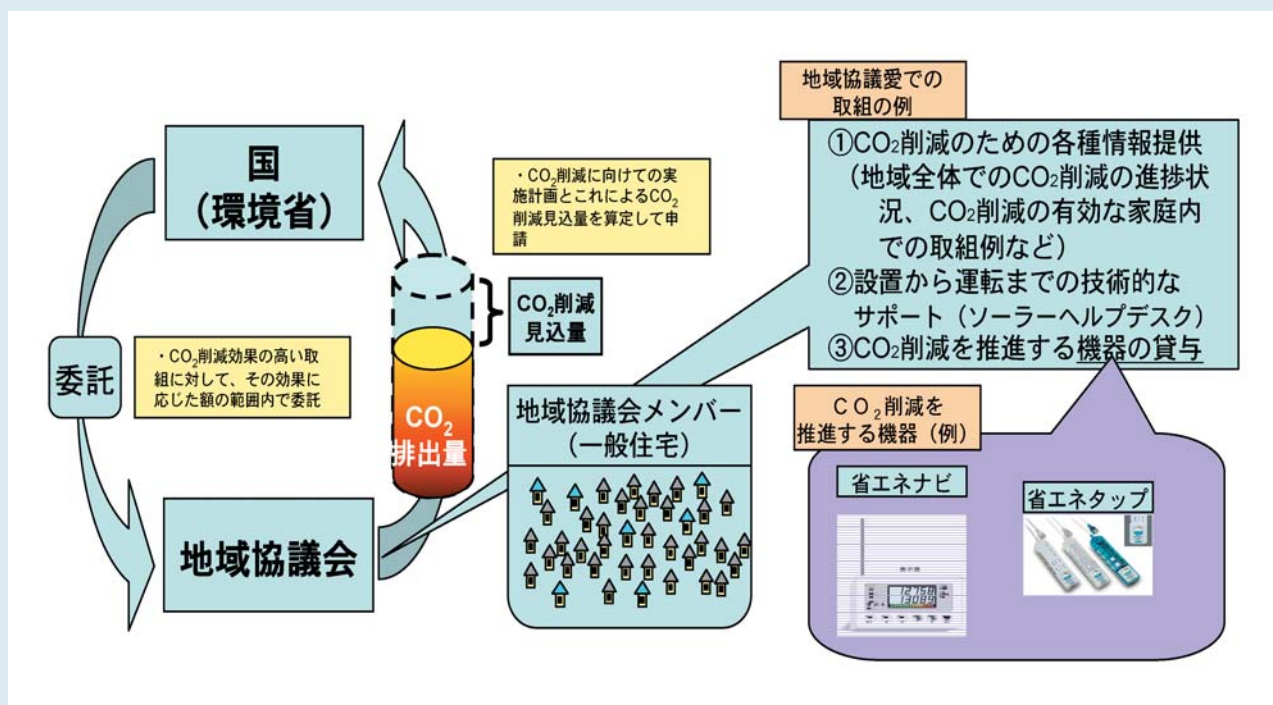
目的・意義

住宅における太陽光発電等の省CO₂設備等の積極的な導入によるCO₂削減を奨励する普及啓発活動・情報基盤整備を地域協議会等に委託して実施し、もって、地域における太陽光発電等の普及促進、及びそれを通じた面的な省CO₂対策を推進します。

事業内容

(1) 地域協議会による普及啓発事業

家庭部門におけるCO₂排出量削減を進めるため、太陽光発電設備等の導入によるCO₂削減を奨励する普及啓発事業を地域協議会に委託して実施し、これにより地域ぐるみで面的な省CO₂対策を進めます。事業については公募を行い、その内容を助産し委託協議会を選定します。



(2) 太陽光発電システム等普及促進情報整備事業

実際に太陽光発電等を導入した住宅におけるCO₂削減効果に関するデータの収集解析を実施し、太陽光発電システム等の普及促進のための情報整備を行う事業を委託して実施し、地域協議会による普及啓発事業と併せて情報の共有・充実を図ります。

委託内容

1. 委託対象者
 - (1) 普及啓発事業：地域協議会
 - (2) 太陽光発電システム等普及促進情報整備事業：民間団体
2. 対象事業
 - (1) 普及啓発事業
家庭部門におけるCO₂削減を奨励する普及啓発事業
 - (2) 太陽光発電システム等普及促進情報整備事業
太陽光発電システム等の普及促進情報整備事業

地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業

(担当：総合環境政策局環境計画課)

18' 予算額20.4億円

目的・意義

「環境と経済の好循環のまちモデル事業」は、**地域発の創意工夫と幅広い主体の参加によって環境と経済の好循環を生み出すまちづくり**に取り組んでいるモデル地域に対し、一般会計による事業と石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計による事業の双方一体とした支援を行っていくことにより、**環境保全をバネにしたまちづくりの成功例を広く国の内外に示し**、日本全体、さらには世界で環境と経済の好循環を生み出していくことを目的としています。

事業内容

1 概要

- ① 社会の要素も加味した環境と経済の好循環のまちづくりについて、地域から創意工夫のアイデアを募集します。
- ② 選定評価委員会によって大規模1カ所、小規模1カ所のモデル地域を選定します。
- ③ 環境と経済の好循環のまちづくりに向けた取組を推進するため、地域のまちづくり協議会に対して、下記2の委託事業を委託するとともに、下記3の交付金を交付し、**モデル事業を集中的に実施します**。
- ④ モデル事業の環境、経済、社会の3つの側面の統合的な効果を把握、評価し、国の内外に情報を提供していきます。

2 委託事業の内容（一般会計による「地域エコ推進事業」（1.1億円）による委託）

モデル地域に対し、環境と経済の好循環のまちづくりのための、①具体的な**事業計画の策定**、②地域の各主体が連携する**協議体の活動**（例：協議会の開催、勉強会の開催、地域資源マップの作成等）、③事業計画に掲げる**ソフト事業**（例：消費者向けセミナーの開催）の実施、④事業の**効果の把握と評価**を委託します。

3 交付金事業の内容（石油特別会計による「地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業」による交付金の交付）

モデル地域に対し、環境と経済の好循環のまちづくり事業を進めるために必要となる**エネルギー起源の二酸化炭素排出量削減のための石油代替エネルギー・省エネルギーに係る設備**の設置に要する費用に充てるための交付金を交付します。なお、国からの交付金を充てることのできる額は、事業計画に掲げる**個々の事業の事業費の3分の2が限度**となります。

（交付対象となる取組の例）

- ・ 風力発電設備の設置
- ・ 燃料電池、水素供給設備の設置
- ・ 建物の高断熱・遮熱化、複層ガラスの導入補助
- ・ 民生部門における石油代替エネルギー、省エネルギー機器等による二酸化炭素排出削減実証事業の実施
- ・ 木質ペレットストーブの導入等

委託・交付内容

1. 委託・交付金交付対象者

選定評価委員会によって選定されたモデル地域における協議会

2. 対象事業

(1) 委託事業

協議会の運営、具体的な事業計画の策定、セミナーなどの普及啓発事業等事業計画に掲げるソフト事業の実施、事業効果の把握・評価等

(2) 交付金事業

環境と経済の好循環のまちづくり事業を進めるために必要となる、代替エネルギー、省エネルギーに係る設備を設置するための以下に掲げる事業であって、環境保全の観点から、エネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果の高いもの。

- ① 協議会以外の者が行う設備設置事業に対して、当該協議会が行う助成事業
- ② 協議会が行う設備設置事業

3. 負担割合

2 (1) の事業については、国からの委託により実施します。

2 (2) の事業については、個々の設備設置事業の事業費の3分の2が限度となります。



4. 事業効果の報告と評価

- ① モデル地域からは、国において定める評価手法に関する基本的ガイドラインを踏まえて、事業1年目終了時に、効果の測定・評価手法について報告をしていただきます。
- ② また、事業実施の2年目終了時及び事業完了時には、地域において事業による効果の測定を行い、その結果を報告していただきます。
- ③ さらに、事業完了後3年を経過した時点において、効果の持続状況等の報告をしていただきます。
- ④ 地域からいただいた報告については、選定評価委員会において評価することとなります。

5. 公募提案に当たっての留意点

地域から募集する環境と経済の好循環のまちづくりの提案は、平成18年から20年までの3カ年の事業計画の形で提出してもらうこととなります。提案には、地域の新しいアイデンティティとなるようなまちづくりのコンセプトを示していくとともに、次のような取組を盛り込むことが求められます。

- (1) 地域資源を的確に把握し、地域の特色を活かした取組が提案されている。
- (2) 幅広い主体が参加し、創意工夫を凝らした独自のアイデアを盛り込んだ取組が提案されている。
- (3) 環境保全効果（特に、二酸化炭素排出削減効果）及び経済活性化効果の高い取組が提案されている。かつ、これらの効果について、客観的な根拠をもった具体的な目標が示されている。

（目標設定の基礎となりうる指標の例）

いずれも、例にとられることなく、地域の条件に即した指標・手法を用いて目標を設定するようにして下さい。

（環境保全効果）

- ・ 事業により設置する小型風力発電設備の発電見込み
- ・ 省エネ型リフォームにより実現されるエネルギー使用量削減見込み
- ・ 地域内の住民・事業者の電力使用量の減少
- ・ アンケート調査による地域内の住民・事業者の環境保全意識の変化

（経済活性化効果）

- ・ 事業所数、就業者数の増加
- ・ 住民一人あたりの課税対象所得の増加
- ・ 各種指標の全国平均からの乖離状況の改善や過去のトレンドからの改善
- ・ アンケート調査による地域内の住民・事業者の経済認識の変化

- (4) 他の地域への高い波及効果が見込まれる取組が提案されている。
- (5) 幅広い主体の参加により構成された、事業について協議するための地域の協議会が設立されている（設立の見込みがある）。
- (6) 事業期間が完了した後も、一定の効果が継続することが見込まれる取組が提案されている。
- (7) 事業計画において、全体として交付金額の2倍以上の事業が計画されている。

地球温暖化対策技術開発事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額27.16億円

目的・意義

更なる温室効果ガス削減のためには、**既存の対策技術に加え、新たな対策技術の開発・実用化・導入普及を進めていくことが必要不可欠**です。そこで、基盤的な温暖化対策技術の開発について、公募により選定した民間企業等に委託又は補助して行います。

事業内容

以下の技術開発分野ごとに基盤的な温暖化対策技術の開発について、**優れた技術開発の実施に係る提案と実施体制を有する民間企業等を公募により選定**し、委託又は補助して行います。

1 省エネ対策技術実用化開発〔委託〕

省エネ対策技術の実用化を目指した**先導性・先見性が高い技術開発・実証**を行います。

(1) 重点テーマ「**LEDの材料開発等低コスト化技術の開発**」

(2) 自由提案

(1)のほか、例えば、フロン対策など他の温室効果ガスの排出削減にもつながる有意義・有望な省エネ対策技術を対象とします。

2 再生可能エネルギー導入技術実用化開発〔委託〕

再生可能エネルギーの導入技術の実用化を目指した**先導性・先見性が高い技術開発・実証**を行います。

(1) 重点テーマ「**小規模かつ高効率なバイオマスエネルギー転換システムの開発**」

(2) 自由提案

(1)、(2)のほか、例えば、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用拡大につながる有意義・有望な対策技術を対象とします。

3 都市再生環境モデル技術開発〔委託〕

事業の具体化までは至っていないが、**地域特性を踏まえた先導性・先見性が高い技術開発・実証**を行います。

(1) 重点テーマ「**エリアエネルギーマネジメントシステムの開発・実証**」

(2) 自由提案

(1)のほか、都市再生にもつながる有意義・有望な地域モデルの技術開発・実証を対象とします。

4 製品化技術開発〔補助（補助率1/2）〕

技術開発委託事業の成果等により製品化が十分に期待できる地球温暖化対策技術に係る技術開発を行います。

委託・補助内容

1. 委託・補助対象者：民間企業、公的研究機関、大学等

2. 委託・補助内容：基盤的な温暖化対策技術開発

【1 地方公共団体向け補助事業の概要】

① 事業費の負担割合

補助率は1/2です。

② 事業費の規模及び補助下限額

◆事業費の規模

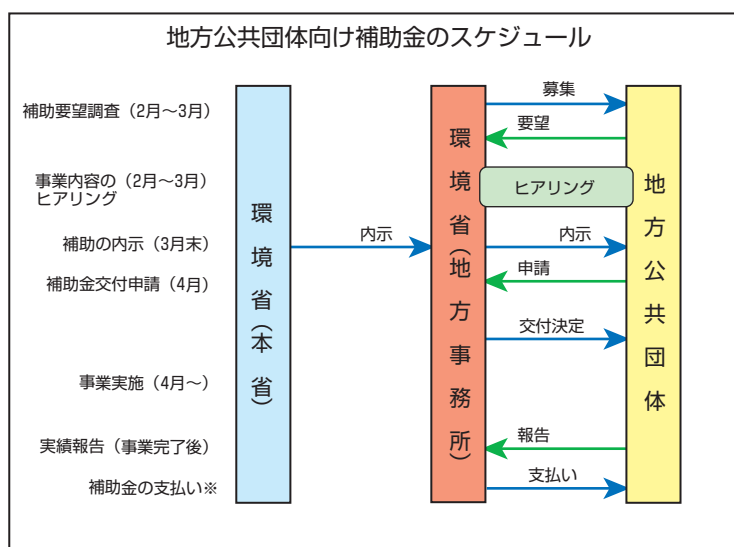
1事業当たりの事業費規模については、事業の内容等を踏まえ柔軟に対応することを想定しており、特に規定していません。

◆補助下限額

補助下限額は600万円となっています。これは地方公共団体向け補助金の全ての事業の補助額の合計額について適用されますので、1つの事業でこれを下回る場合でも複数の事業と組み合わせることで適ささせることができます。なお、学校への燃料電池導入事業、次世代低公害車普及事業、低公害(代エネ・省エネ)車普及事業については、補助下限額の適用はありません。

③ 補助金執行のスケジュール

「地方公共団体向け補助金」における補助金執行の手続きは、概ね次のようなスケジュールで行われます。また、当初の募集において予算額に残余がある場合は、追加的に募集を行うことがあります。



※市町村が補助事業を実施する場合、関係書類は全て都道府県を経由して環境省へ提出していただきます。

【2 民間団体向け補助事業の概要】

① 事業費の負担割合

民間団体向け補助事業の場合、補助率は事業によりそれぞれ1/3又は1/2となります。

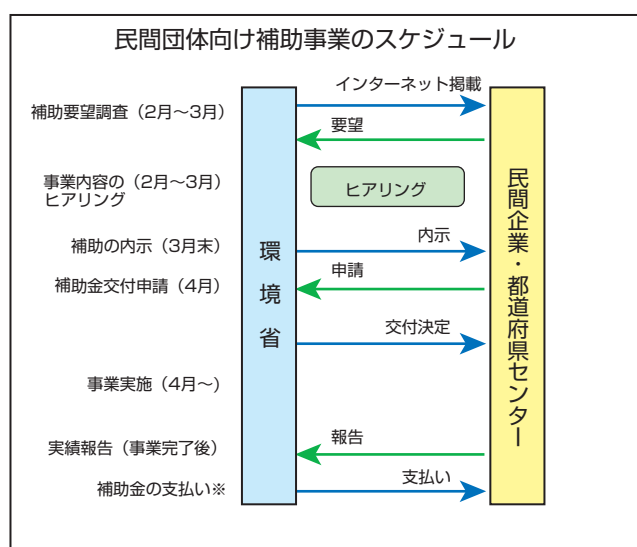
② 事業費の規模及び補助下限額

1事業当たりの事業費規模については、事業の内容等を踏まえ柔軟に対応することを想定しており、特に規定していません。また、補助下限額も規定していません。

③ 補助金執行のスケジュール

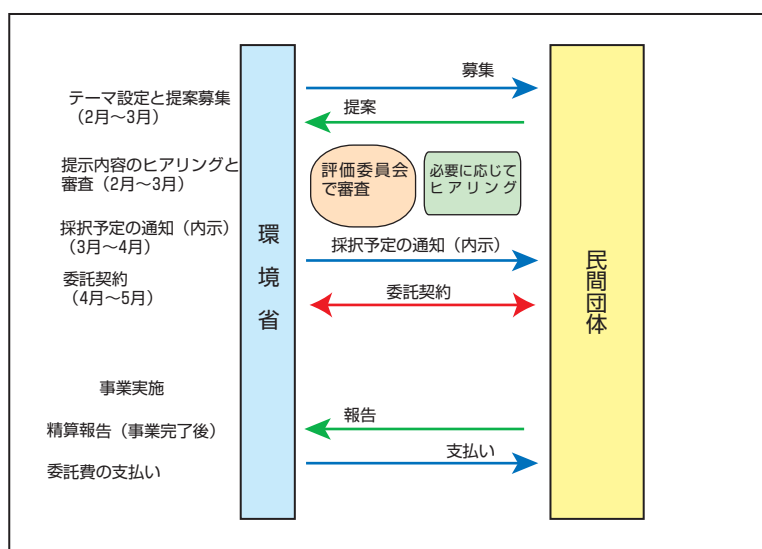
民間団体向け補助事業の補助金執行の手続きは、概ね右のようなスケジュールで行うことを予定しています。個々の事業により募集時期、手続きが異なりますので、詳しくは、環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp>) に掲載される募集案内により、その内容を確認してください。

また、当初の募集において予算額に残余がある場合は、追加的に募集を行うことがあります。



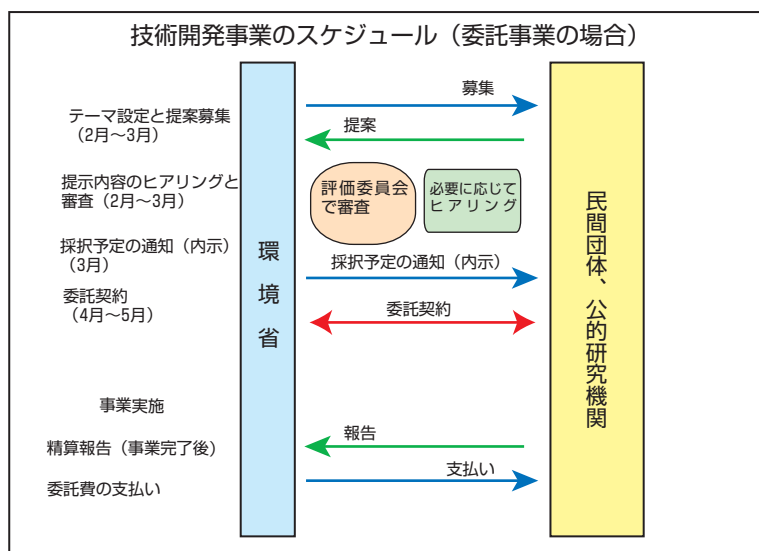
【3 民間団体向け委託事業】

委託事業の実施希望者を募集し、適切に事業を実施することが可能な者を環境省において選定して実施します。具体的な事業執行のスケジュールは概ね以下のとおりです。



【4 技術開発事業の概要】

技術開発事業も、民間団体向け委託事業に準じたスケジュールで募集し、評価委員会の審査を経て、採択決定をすることとしています。詳しくは、環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp>) に掲載される募集案内により、その内容を確認してください。



環境省担当窓口

○ 環境省

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL: 03 (3581) 3351 (代表)

【担当課室】

各事業ごとに以下の課室が事業を担当しています

地球環境局地球温暖化対策課

地球環境局フロン等対策推進室

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課（産業廃棄物担当）

廃棄物対策課（一般廃棄物担当）

総合環境政策局環境計画課

総合環境政策局環境教育推進室

水・大気環境局自動車環境対策課

【地方環境事務所】

地方における窓口は以下のとおりです

北海道地方環境事務所環境対策課

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーネットビル9F
TEL: 011 (251) 8702

東北地方環境事務所環境対策課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F
TEL: 022 (722) 2873

関東地方環境事務所環境対策課

〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F
TEL: 048 (600) 0815

関東地方環境事務所 新潟事務所環境対策課

〒950-0078 新潟県新潟市万代島5番1号 新潟万代島ビル15F
TEL: 025 (249) 7575

中部地方環境事務所環境対策課

〒460-0003 名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル4F
TEL: 052 (955) 2134

近畿地方環境事務所環境対策課

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM) ビル8F
TEL: 06 (4792) 0703

中国四国地方環境事務所環境対策課

〒700-0984 岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1,4F
TEL: 086 (223) 1581

中国四国地方環境事務所 広島事務所環境対策課

〒730-0013 広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第2ビル2F
TEL: 082 (511) 0006

中国四国地方環境事務所 高松事務所環境対策課

〒760-0023 香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6F
TEL: 087 (811) 7240

九州地方環境事務所環境対策課

〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22
TEL: 096 (214) 0332

九州地方環境事務所 福岡事務所環境対策課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-23 博多駅前第2ビル7F
TEL: 092 (437) 8851